

## 札幌市民ホールの使用承認に係る処分基準

札幌市民ホールの使用を承認した場合において、その許可を取消し又はその内容を変更する場合の処分基準は、本基準表による。

(処分基準表)

| 処 分 の 範 囲               | 処 分 基 準  |
|-------------------------|--|
| (承認の取消し等)<br>条例第 10 条関係 | (1) 管理運営上の必要から使用承認を与えるにあたり、付した条件が履行されない見込み等により、会館の維持、管理上重大な支障を生ずるおそれがあるとき。<br>(2) 使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、条例に規定する使用料金を納付しないとき。<br>(3) 使用承認書に記載されている使用目的等に著しく反して使用するおそれが生じたとき。<br>(4) 使用者が、使用承認書を他の者に転貸し、又はその権利を譲渡したとき。<br>(5) 災害、事故その他非常の事態の発生により、建物の改修や機械・設備等の修理を緊急に行う必要が生じたとき。<br>(6) 緊急に市民を対象とする公益上の施策・事業（例：非常災害等の場合の避難場所として使用等）を実施する必要が生じた場合で、市民ホール以外に会場として適当な施設がないとき。 |